

令和8年度

安芸市認定こども園新築工事設計委託業務

特記仕様書

安芸市

安芸市認定こども園新築工事設計委託業務要領

(基本設計・実施設計)

I 实施主体

1. 実施主体
安芸市
〒784-8501
高知県安芸市土居82番地1
2. 担当課
安芸市福祉事務所 保育係
〒784-8501
高知県安芸市土居82番地1
☎0887-37-9452 Fax0887-35-1028

II 建設概要

- ## 1. 趣旨

本業務は、津波浸水想定区域内の立地や著しい老朽化、児童数の減少も含め課題となっている5保育所（赤野保育所、土居保育所、川北保育所、井ノ口保育所、矢ノ丸保育園）を安全・安心を第一に豊かな人間関係の形成及び社会性を身につけるための、充実した教育・保育環境への統合整備を目的とし、業務を行うものである。

2. 施設名称 (仮称) 安芸市認定こども園
3. 主要用途 幼保連携型認定こども園
4. 施設場所 高知県安芸市土居一ノ坪9番地1他
5. 設計と条件

- ### (1) 敷地の条件

- a.敷地面積 (8, 000 m² 程度)

- b. 建築条件・その他規制

(都市計画区域外、埋蔵文化財包蔵地、土砂災害警戒区域外、土砂災害特別警戒区域外)

- c.地目（田、公衆用道路、用悪水路）

- d.接道状況（県道：高台寺川北線 幅員約15m）

- ## (2) 施設の条件

- a.施設の延べ面積（予定）（ 2, 1 0 0 m² 程度 ）

- b.主要構造・階数（予定）（ 木造（耐火建築物）・2階建て ）

- ### c.施設の概要（予定）

- ①乳児室又はほふく室（0、1歳児） 2室以上

- ②保育室（2～5歳児） 4室以上

- ③子育て支援室 1室以上

- ④一時保育室 1 室

- ⑤調理室（食材搬入出入口他）

- ### ⑥遊戲室

- ⑦職員室
- ⑧休憩室
- ⑨便所（乳児用、幼児用、職員用、来客者用、多目的用）
- ⑩職員更衣室
- ⑪会議室
- ⑫保健室
- ⑬給湯室
- ⑭倉庫・書庫・物入・収納スペース
- ⑮廃棄物集積スペース
- ⑯洗濯室
- ⑰沐浴室
- ⑱手洗い場・足洗い場
- ⑲給湯・調乳スペース
- ⑳エレベーター室
- ㉑玄関・ホール・廊下
- ㉒LPG庫
- ㉓屋外廊下
- ㉔付属施設
 - ・プール大・小（倉庫、更衣室含む）
 - ・屋外遊戯場（園庭・花壇・砂場・遊具・畑等1,000㎡程度）
 - ・屋外倉庫
 - ・屋外備蓄倉庫
 - ・駐車場（100台程度）
- ㉕設備工事
 - ・空調設備・換気設備・給排水衛生設備・消防設備・防火設備・太陽光発電設備・蓄電設備・自家発電設備・耐震性給水施設・その他避難所運営に必要な設備
- ㉖汚水処理方法
 - ・公共下水道により処理
- ㉗その他工事
 - ・外構工事（フェンス・擁壁・防災広場・植込み等）

d.耐震安全性の分類

「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（平成25年制定）」（平成25年3月29日国営計第126号）による耐震安全性の分類は以下のとおりとする。

- | | |
|------------|----|
| 1) 構造体 | Ⅱ類 |
| 2) 建築非構造部材 | A類 |
| 3) 建築設備 | 甲類 |

e.その他

- 1) 地域係数 $Z = 1.0$ とする。
- 2) 耐震設計ルート ルート2（許容応力度計算）※計画により変更もありうる。

(3) 概算予算額 935,000千円程度

(4) 建設工期（予定） 令和10年9月～令和11年11月末
令和12年4月開園

(5) その他の条件（基本的な考え方）

- ・安芸市認定こども園新築基本計画及びその他関係法令に基づいて設計を行い、関係機関との協議調整を行うこと。
- ・大地震動に対する耐震性能を有し、かつ地震・暴風雨等による災害時において、避難所としての機能を維持して発揮することができるよう、構造体、建築非構造部材、建築設備等の総合的な安全性を確保すること。
- ・高知県認定こども園条例の要件に合致した基準とすること。
- ・構造体架構については、工事費の縮減に向けて構造計画及び工法の比較検討を行い、協議により決定する。（C L T構造の検討、安芸市産及び高知県産材木材使用の検討等）
- ・厨房器具や備品等の種類・能力・数量等は、担当課職員と協議の上決定する。
- ・設備設計に先立ち、オール電化とそれ以外の方法について、イニシャルコスト及びランニングコストの比較検討を十分行い、担当職員と協議し決定する。
- ・地盤調査については、基本設計プラン決定後に設計事業者と協議の上、別途発注業務若しくは追加発注業務で対応するものとする。

6. 貸与基準等

次のものを貸与する。

- ・安芸市統合保育所造成調査測量設計委託業務 成果物 関連図書

なお、貸与された資料は、紛失汚損しないよう扱うものとし、これを公表し、貸与または複製してはならない。また、業務が終了した場合は、速やかに委託者に返却するものとする。

基本設計委託業務特記仕様書

I 業務概要

1. 基本設計委託業務概要

受託者は、安芸市認定こども園新築工事設計委託業務要領に基づくとともに、委託者からの指示又は協議により基本設計を作成するものとする。

2. 設計条件等

安芸市認定こども園新築工事設計委託業務要領によるもののほか、設計条件等については次のとおりとする。

(1) 建設工期（予定）

令和10年9月～令和11年11月末

令和12年4月開園

(2) 現地、周囲の状況及び既存建物等を十分調査し、工事中及び将来問題となる事項（不同沈下・液状化・騒音・防塵・雨漏り等を含む。）のないよう設計すること。

(3) LCCを考慮し、建築物の定期メンテナンス等が行い易い形状、施設とすること。

II 業務仕様

特記仕様書に記載されていない事項は、「公共建築設計業務委託共通仕様書」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）による。

1. 特記仕様書の適用

特記仕様書に記載された特記事項の中で、・印の付いたものは、○印の付いたものを適用する。

2. 管理技術者の資格要件

管理技術者の資格要件は次による。

○建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士

3. 業務の実施

(1) 一般事項

基本設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準に基づき行う。

(2) 打ち合わせ及び記録

打ち合わせは次の時期に行う。

a. 業務着手から完了までの間、平面計画・仕上げ等主要部分の立案時、及び担当職員又は管理技術者が必要と認めた時

b. 全ての設計と条件について、その取扱いについて決定した事項を記録すること。

c. 担当職員が必要と認めた場合における保護者会・住民説明会等への出席。
(建物平面・立面・パース・日影図概要説明等)

4. 成果品（変更もありうる）

- 概算金額設計書
- 完成予想図
- 配置図
- 平面図（建具配置も含む）
- 屋根伏図
- 立面図（各面）
- 断面図
- 仕上表
- 付属施設配置図
- 外構配置図
- 面積及び求積図
- 工程表
- イニシャルコスト・ランニングコスト等計算書及び比較検討書
- 議会・保護者会・住民説明会等への説明資料
- 日影図、パース
- 不同沈下等に関する資料

（注）その他必要と思われる成果品については、担当職員と協議のうえ決定する。

5. 提出部数等

必要に応じて委託者が指示する部数

実施設計委託業務特記仕様書

I 業務概要

1. 実施設計委託業務概要

受託者は、安芸市認定こども園新築工事設計委託業務要領及び基本設計図書並びに委託者の指示に従い、安芸市認定こども園の建設に係る必要かつ十分な実施設計に関する設計図書の作成と各種申請に関する手続きの実施を行う。

2. 設計図書のまとめ方

設計は、原則として下記によるものとする。(変更もありうる。)

- (1) 建築工事（外構工事、駐車場整備工事）
- (2) 電気設備工事
- (3) 機械設備工事
- (4) その他関係工事

3. その他

安芸市認定こども園新築工事設計委託業務及び基本設計図書によるもののほか、設計条件及び追加委託業務については次のとおりとする。

- (1) 「建設工事にかかる資材の再資源化等に関する法律」を適用する。
- (2) 建築確認申請等に係る必要な手数料は、別途市で負担する。
(確認申請手数料・省エネ基準適合性判定手数料、構造計算適合性判定手数料他)
- (3) 現地、周囲の状況及び既存建物を十分調査し、工事中及び将来問題となる事項（不同沈下・液状化・騒音・防塵・雨漏り等を含む。）のないよう設計すること。
- (4) LCCを考慮し、建築物の定期メンテナンス等が行い易い形状、施設とすること。
- (5) 最新積算単価の根拠資料の整備。
(委託業務完了後に工事の入札時期に合わせて対応すること。)
- (6) 不同沈下・液状化・基礎構造の検討資料の作成

II 業務仕様

特記仕様書に記載されていない事項は、「公共建築設計業務委託共通仕様書」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）による。

1. 特記仕様書の適用

特記仕様書に記載された特記事項の中で、・印の付いたものは、○印の付いたものを適用する。

2. 管理技術者の資格要件

管理技術者の資格要件は次による。

○建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士

3. 設計業務の範囲

- (1) 一般業務

実施設計

- 建築（意匠）実施設計
- 建築（構造）実施設計
- 電気設備実施設計
- 機械設備実施設計
- 構造計算書
- 省エネルギー関係計算書等

（２）追加業務

- 建築積算業務 積算数量算出書の作成
積算数量調書の作成
刊行物資料整理の作成
複合単価作成等資料
複合単価（代価表・別紙明細書を含む）等の作成
見積徴収及び見積一覧並びに見積検討資料等の作成
積算納入営繕積算システム RIBC2 内訳書作成システム
（１ライセンス、４ヶ月利用見込み）
- 電気設備積算業務 （建築積算業務に準ずる）
- 機械設備積算業務 （建築積算業務に準ずる）
- 構造方法、工法等、検討業務
- 確認申請等各種申請手続き業務及び構造計算適合性判定手続き業務他
- 建設副産物対策に関するリサイクル計画について
設計にあたって建設副産物対策（発生の抑制、再利用の促進、適正処理の徹底）
についての検討を行い設計に反映させるものとする。
- 透視図、概略工事工程表の作成
- 最新積算単価の根拠資料の整備
（委託業務完了後に工事の入札時期に合わせて対応すること。）

４．業務の実施

（１）一般事項

- a．実施設計業務は、提示された設計と条件、基本設計図書及び適用基準等によって行う。
- b．積算業務は、担当職員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準等によって行う。
- c．受託者は設計業務を実施するため、関係官公庁等に諸手続きが必要な場合は、速やかに行う。

（２）打ち合わせ及び記録

打ち合わせは次の時期に行う。

- a．業務着手から完了までの間、平面計画・仕上げ等主要部分の立案時、及び担当職員又は管理技術者が必要と認めた時
- b．全ての設計と条件について、その取扱いについて決定した事項を記録すること。

c. その他

(3) 適用基準等

特記なき場合は、国土交通省大臣官房官庁営繕部が制定又は監修したものとし、基準は全て最新版に記載されたものを採用するものとする。

a. 共通

- 安芸市認定こども園新築基本計画
- 高知県ひとにやさしいまちづくり条例
- 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準
- 高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 児童福祉法
- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
- 高知県認定こども園条例
- 学校環境衛生基準
- 学校環境衛生管理マニュアル
- 建築基準法
- 消防法等

b. 建築

- 建築設計基準
- 建築構造設計基準
- 構内舗装・排水設計基準
- 建築工事標準詳細図
- 木造計画・設計基準
- 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
- 公共建築木造工事標準仕様書
- 敷地調査共通仕様書
- 建築工事設計図書作成基準
- 建築工事監理指針

c. 設備

- 建築設備計画基準
- 建築設備設計基準
- 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
- 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）
- 電気設備工事監理指針
- 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
- 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）
- 機械設備工事監理指針
- 建築設備設計計算書作成の手引

d. 建築設備積算

- 公共建築工事積算基準
- 公共建築工事標準単価積算基準
- 公共建築数量積算基準

- 公共建築工事共通費積算基準
- 公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）
- 公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編）
- 公共建築設備数量積算基準
- 公共建築工事積算基準等資料

（４）成果物の提出場所 （ 安芸市福祉事務所 保育係 ）

（５）成果物の扱いについて

提出されたＣＡＤデータについては、当該施設に係る工事の請負業者に貸与し、当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用することがある。

（６）その他

会計検査の際は、責任を持って対応することとし、積算根拠等について十分に精査しておくこと。

設計委託業務の受託者と工事監理委託業務の受託者が同一でない場合も責任を持って業務に対応し、工事完成に向けて協力しあうこと。

5. 成果物（変更もありうる）

成 果 物			縮 尺	摘 要
建 築	一 般 業 務 （ 意 匠 ）	◎ 表紙・図面目録		
		◎ 仕様書		
		◎ 仕様概要書		
		◎ 案内図		
		◎ 仕上表		
		◎ 面積表及び求積図		
		◎ 採光・換気計算書		
		◎ 配置図		
		◎ 平面図		
		◎ 屋根伏図		
		◎ 断面図		
		◎ 立面図（各面）		
		◎ 矩形図（主要部詳細）		
		◎ 展開図		
		◎ 天井伏図		
		◎ 平面詳細図		
		◎ 部分詳細図		
		◎ 建具配置図		
		◎ 建具表		
		◎ 外構図		付属施設・駐車場等含む
		◎ 日影図 ◎ パース		
		◎ 建築確認申請図面		
	一 般 業 務 （ 構 造 ）	◎ 構造設計図		
		（ア）伏図		
		（イ）軸組図		
		（ウ）各部断面図		
		（エ）標準詳細図		
		（オ）各部詳細図		
		◎ 構造計算書		
		◎ 仕様書		
	追 加 業 務	◎ 建築工事積算数量算出書		拾い書
		◎ 建築工事積算数量調書		内訳書
		◎ 建築工事費内訳明細書		
		◎ 見積収集、単価作成資料		見積・複合単価作成資料
		◎ 透視図、概略工事工程表		
		◎ 各種技術資料		
		◎ 構造方法、工法検討書		

（注）その他必要と思われる設計図書については、担当職員と協議のうえ決定する。

成 果 物			縮 尺	摘 要
電 気 設 備	一 般 業 務	⊙ 仕様書		
		⊙ 案内図		
		⊙ 配置図		
		⊙ 電灯盤結線図		
		⊙ 照明器具姿図		
		⊙ 幹線設備・動力設備系統図		(その他盤仕様)
		⊙ 電灯コンセント設備図 (各階)		
		⊙ 幹線設備・動力設備 (各階)		
		⊙ 弱電設備系統図		
		⊙ 弱電設備図 (各階)		
		⊙ 確認申請図		消防関係含む
		⊙ 各種計算書		建築設備計算書作成手引き参照
		⊙ 各種技術資料		
	追 加 業 務	⊙ 電気設備工事積算数量算出書		拾い書
		⊙ 電気設備工事積算数量調書		内訳書
		⊙ 電気設備工事費内訳明細書		
		⊙ 見積収集、単価作成資料		見積・複合単価作成資料
		⊙ 各種技術資料		
		⊙ 構造方法、工法検討書		

(注) その他必要と思われる設計図書については、担当職員と協議のうえ決定する。

成 果 物			縮 尺	摘 要
機 械 設 備	一 般 業 務	⊙ 仕様書		
		⊙ 案内図		
		⊙ 配置図		
		⊙ 機器表		
		⊙ 空調設備系統図		空調配管
		⊙ 空調設備平面図		空調配管
		⊙ 換気設備系統図		
		⊙ 換気設備平面図 機器表		
		⊙ 衛生器具配置図		
		⊙ 給排水衛生設備配管平面図		給水、排水、給湯、ガス設備
		⊙ 部分詳細部（衛生）		
		⊙ 屋外設備図（公共下水）		給水、排水、給湯、ガス設備
		⊙ 確認申請図		消防関係含む
		⊙ 各種計算書		建築設備計算書作成手引き参照
		⊙ 各種技術資料		
	追 加 業 務	⊙ 機械設備工事積算数量算出書		拾い書
		⊙ 機械設備工事積算数量調書		内訳書
		⊙ 機械設備工事費内訳明細書		
		⊙ 見積収集、単価作成資料		見積・複合単価作成資料
		⊙ 各種技術資料		
		⊙ 構造方法、工法検討書		

（注）その他必要と思われる設計図書については、担当職員と協議のうえ決定する。

6. 提出部数（変更もありうる）

成 果 物		部数	摘 要
a．設計図書			
○C A Dデータ (CAD使用の場合に限る)	1	原則としてCD-Rで提出する。 データ形式は、J W W形式・P D Fに変換したもの2種類に分けて作成したもの	
○施工伺用	1	図面をA3判に紐綴じし、裏表紙、背表紙を付け製本したもの。	
○A 3 判（2つ折り製本）	2	A 2 判図面の場合	
○A 4 判（2つ折り縮小製本）	2		
○構造計算書	1		
○確認申請書 及び関連書類の控え	1	電子データ共	
b．その他			
○各種計算書	1	電気設備、機械設備関係	
○構造方法、工法検討書	1		
c．資料			
○工事積算数量算出書	1		
○工事積算数量調書 (内訳明細書)	1	(内訳明細書) 電子データ共	
○各種技術資料	1		
○不同沈下等に関する資料	必要 部数		
○議会・保護者会・住民説明会 等資料	必要 部数		

(注) その他必要と思われる成果物については、担当職員と協議のうえ決定する。

別記

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができる認められるもの。以下同じ）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（秘密の保持）

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（収集の制限）

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（適正管理）

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（目的外利用及び提供の禁止）

第5 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（複写又は複製の禁止）

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による業務を行うため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（再委託の禁止）

第7 乙は、甲が承諾したときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務については、自ら行い、第三者に委託してはならない。

（資料等の返還）

第8 乙は、この契約による業務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときはその指示に従うものとする。

（従事者への通知）

第9 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は目的以外に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

（調査）

第10 甲は、乙がこの契約による業務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

（事故報告）

第11 乙は、この業務に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

注1 「甲」は委託者である安芸市（実施機関）を「乙」は受託者を指す。

2 委託等の内容にあわせて、適宜必要な事項を追加し、また不要な事項を削除することができる。